



令和 8 年 度

日本大学山形高等学校サッカー部OB会
定例総会資料



総 会 次 第

日 時 令和8年 8月15日 土曜日 午後6時開会
場 所 山形国際ホテル 山形市香澄町3-4-5
TEL 023-633-1313
司会 玄地 学(25回生)

黙 祷

1 開会の挨拶

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

第一号議案 令和7年度事業報告
第二号議案 令和7年度決算報告及び監査報告
第三号議案 令和8年度事業計画(案)
第四号議案 令和8年度収支予算(案)
第五号議案 OB会規約 第2章 第9条 ②について
第4章 第16条①について

5 その他

6 閉会の挨拶

懇 親 会 次 第

日 時 令和8年 8月15日 土曜日 午後6時30分開会
場 所 山形国際ホテル 山形市香澄町3-4-5
TEL 023-633-1313
司会 玄地 学(25回生)

1 開会の挨拶

2 名誉監督挨拶

3 監督挨拶

4 来賓挨拶

5 激励金贈呈

6 乾 杯

宴

7 万歳三唱

8 その他

9 閉会の挨拶

令和7年度 事業報告

令和7年8月1日～令和8年7月31日

月 日	事 業	備 考
8月1日	監査会・役員会	
8月11日	令和7年度定期総会	48名参加
9月26日	役員会	
10月13日	高校選手権山形県大会 ベスト8	優勝 山形明正
11月2日	役員会	
11月8日	山形県新人戦 ベスト4	優勝 山形中央
12月11日	スポーツOB会理事会	
	第19回飯沢・塩野杯	中止
令和8年		
1月29日	役員会	
2月11日	3年生を送る会	山形国際ホテル 役員6名参加
2月14日	スポーツOB会総会	7名参加
2月27日	OB会入会式	66回卒業生 17名
5月3日	1年生保護者歓迎会	山形国際ホテル役員他7名参加 練習用ボール寄贈
5月15日	役員会	定期総会に向けた打合せ
6月7日	山形県高校総体 ベスト4	優勝 山形明正
7月28日	役員会	定期総会開催についての打合せ

令和7年度収支決算書

令和7年8月1日～令和8年7月31日

収入の部

項 目	決 算 額	備 考
繰越金	1,111,823	前年度繰越金
年会費、入会金、 強化費	641,000	新規入会員 17名
事業収入	423,000	総会会費
寄付金	0	
雑収入	10,718	寸志等
合 計	2,186,541	

支出の部

項 目	決 算 額	備 考
事業費	660,565	総会、スポーツOB会等経費等
会議費	240,794	役員会、各種打合せ等
助成費	88,050	大会差し入れ、卒業生記念品代、コーチ寸志等
事務通信費	97,956	各事業印刷、郵送代、ホームページ作成代
慶弔費	62,420	会員等葬儀への生花、弔電代
雑費	7,730	打合せ等弁当、お茶代
合 計	1,157,515	

収入2,186,541円-支出1,157,515円＝1,029,026円(次年度へ繰り越す)

令和7年度収支決算書について監査の結果、収入及び支出の処理は適正であると認めます。

令和8年8月1日

監事

玄地 学

監事

鈴木 晃

第三号議案

令和8年度 事業計画(案)

令和8年8月1日～令和9年7月31日

月 日	事 業	備 考
8月1日	監査会	
8月15日	令和8年度定例総会	
9月予定	役員会	令和8年度定期総会反省など
10月24日	高校選手権山形大会決勝	
11月予定	山形県新人戦	
11月予定	役員会	
12月予定	スポーツOB会理事会	
令和9年 1月予定	新年役員会	
2月予定	OB会入会式	67回卒業生
2月予定	スポーツOB会総会	
4月予定	第19回飯沢・塩野杯	
5月予定	役員会	
6月予定	山形県高校総体	

*その他、必要に応じ随時役員会開催いたします。

令和8年度収支予算(案)

令和8年8月1日～令和9年7月31日

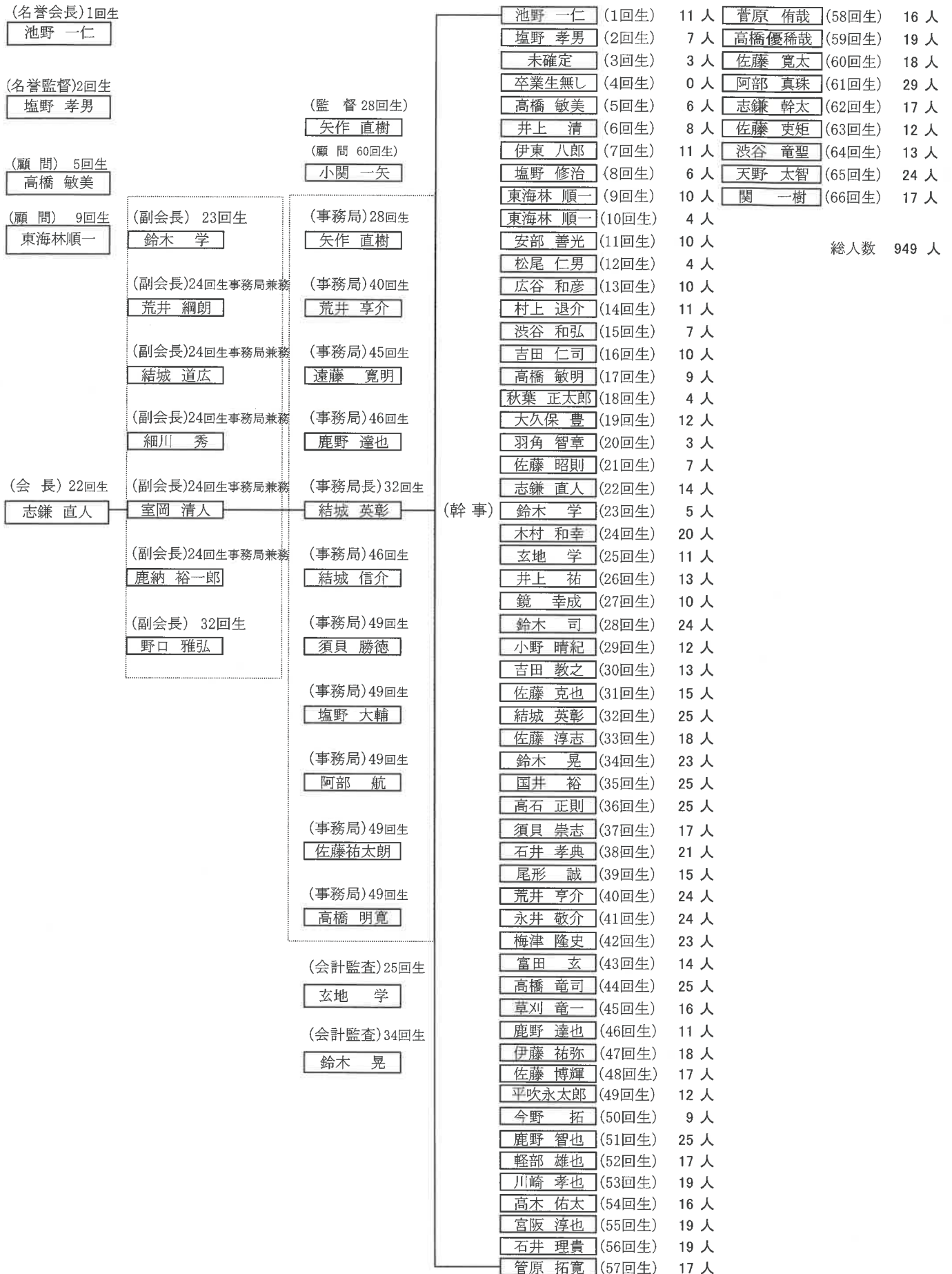
収入の部

項 目	決 算 額	備 考
繰越金	1,029,026	前年度繰越金
年会費、入会金、強化費	400,000	
事業収入	350,000	総会会費
寄付金	0	
雑収入	20,974	寸志等
合 計	1,800,000	

支出の部

項 目	決 算 額	備 考
事業費	650,000	総会、スポーツOB会等経費
会議費	200,000	役員会、各種打合せ等
助成費	250,000	各大会応援、差し入れ、コーチ寸志等
事務通信費	150,000	各事業印刷、郵便代、ホームページ経費等
慶弔費	30,000	会員等葬儀への生花、弔電代
予備費	500,000	
雑費	20,000	会議お茶代等
合 計	1,800,000	

日本大学山形高等学校サッカー部OB会 組織図(案)





日本大学山形高等学校 サッカー部OB会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本大学山形高等学校サッカー部OB会と称し事務所を日本大学山形高等学校内に置く。
 なお、本会には地区支部を置くことができる。
- 第 2 条 本会は日本大学山形高等学校サッカー部出身者、又本会に賛同するものを
 をもって組織する。
- 第 3 条 本会の目的は会員の連絡を密にして母校サッカー部の健全なる発展に寄与し、
 併せてOB間の融和を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的遂行のため次の事業を行う。
 ① 会員名簿の作成及び会報の発行。
 ② 講演会及び懇親会の開催。
 ③ 母校サッカー部の後援。
 ④ 母校サッカー部員の指導奨励。
 ⑤ その他本会目的達成に必要なこと。
- 第 5 条 本会の規約は総会の決議により改正することができる。

第 2 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員会を置く。
 会 長 1名、副会長 若干名(各地域より選出)
 事務局(事務局長 1名・事務局員 若干名)、幹事 各学年より1名
 副幹事 各学年より2名以内(学年幹事が委嘱する)、会計監査 2名
- 第 7 条 本会に名誉会長・名誉監督・顧問を置くことが出来る。
 ① 名誉会長・名誉監督は役員会で推薦した者とし、総会で推挙する。
 ② 顧問は本会の会長・副会長・役員であった者 又 日大サッカー部に多大な功績
 のあった者から、役員会の推薦した者につき会長が委嘱する。
 ③ 名誉会長・名誉監督・顧問は本会の重要事項について指導助言を与える
 ことができる。

- 第 8 条 役員の任務は次の如くである。
- ① 会長は本会を代表し、会務一切を統理する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
 - ③ 事務局は会務の処理執行及び会員との連絡にあたり、本会の重要事項を審議処理するほか事務も担当する。
 - ④ 事務局はOB会財政の管理と金銭出納帳簿等会計に関する一切の書類を整理しこの責任を持つ。
 - ⑤ 会計監査は本会の会計及び業務の適否を査閲する。

- 第 9 条 本会役員は次の方法によって選出し、その任期は4年とする。但し再任は妨げない。任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
- ① 会長、副会長、事務局、会計監査は役員会において選出し、総会の承認を得て決定する。
 - ② 幹事は各卒業年度より1名を選出し、総会の承認を得て決定する。

第 3 章 会 議

- 第 10 条 本会は次の会議 又 入会式を開催する。
- ① 総 会
 - ② 役員会
 - ③ 臨時役員会会議
 - ④ 卒業者のOB会入会式

- 第 11 条 総会は本会の最高決議機関であり、会員全員を以て構成し、毎年1回その他必要に応じて会長がこれを召集して大要は次のことを行う。
- ① 会務の報告承認
 - ② 予算及び決算承認
 - ③ 会長、副会長、事務局、会計監査、の承認
 - ④ 規約改正の審議
 - ⑤ 日本大学山形高等学校出身者以外の、会員の承認
 - ⑥ その他必要と認めた事項

- 第 12 条 役員会は総会に次ぐ決議機関であつて会長はこれを開き、次の事項を審議決定する。
- ① 会長、副会長、事務局、会計監査の選出
 - ② 名誉会長の推薦
 - ③ 名誉監督の推薦
 - ④ 顧問の選出
 - ⑤ 予算案の審議
 - ⑥ 規約改正の審議
 - ⑦ その他必要と認めた事項

第13条 役員会は緊急止むを得ない時は総会に代わり決議承認を行う。但し次回総会の承認を得るものとする。

第14条 役員会は会長が必要と認めた時召集する事ができる。

第15条 総会、役員会の決議は出席会員の過半数の同意を要する。

第4章 会計及び簿冊

第16条 本会の会計は次の会費、OB会入会金及び特別寄付をこれにあてる。

- ① 年会費 3,000円
- ② OB会入会金 2,000円
(卒 業 時)

第17条 本会の会計年度は8月1日より翌年7月31日までとし、会計報告は総会において行う。

第18条 本会に次の簿冊を備える。

- ① 規 約
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 会 計 簿
- ⑤ 会 議 録
- ⑥ その他必要な簿冊

第19条 会員名簿は幹事がとりまとめ、事務局に報告をし4年毎に更新する。

附 則

- ① 会則は、昭和45年4月1日より施行する。
- ② 会則は、昭和63年4月1日より一部改定施行する。
- ③ 会則は、平成17年8月13日より一部改定施行する。
- ④ 会則は、平成18年8月12日より一部改定施行する。
- ⑤ 会則は、平成19年8月11日より一部改定施行する。
- ⑥ 会則は、平成22年8月14日より一部改定施行する。
- ⑦ 会則は、平成25年8月12日より一部改定施行する。
- ⑧ 会則は、平成30年8月11日より一部改定施行する。